# **区役所**から**要援護者名簿**を受け取るには

~情報共有方式 実施マニュアル (ミニ版) ~

# 「情報共有方式」による要援護者名簿の提供とは

区役所が、対象となる要援護者に通知して、情報を提供することを拒否しなかった人の名簿を、自治会町内会等に提供する方法です。

## ポイント

- 高い捕捉率 これまでの実績では、対象者の8~9割が名簿に掲載されています。このため、自治会町内 会等で作成する手上げ方式の名簿で把握していなかった要援護者が把握できる可能性があります。自治会 町内会等で既に作成している名簿がある場合は、その名簿の補完として使うこともできます。
- 区が名簿を更新 転居者の削除や新規対象者の追加等、年1回、区が名簿を更新します。



・地域で取組の方針を決定 → 実**施申込書** を提出

・区が作成する協定書案の内容を確認

協定締結

通知

地域で情報共有方式の実施が決定したら、連絡担当者を決め、実施申込書を区に提出してください。

協定締結の際に、情報管理者と情報取扱者等の届出をしていただきます。あらかじめ、地域で決定してください。

区役所

• 個人情報を自治会町内会等に提供することを 対象の要援護者へ事前通知

対象の要援護者



・自治会町内会に個人情報を提供することを望まない方は、 区に **削除依頼書** を提出して、拒否の申し出をする

# 災害時要援護者者名簿 削除依頼書

区役所



• 個人情報を提供することを拒否した方を除いた、 対象者の **名簿** を作成

災害時要援護者 名簿

名簿をお渡しする際に、情報管理者・情報取扱者向けに、個人情報の保護と活用に関する **研修**を、区が行います。

自治会町内会等



提供された要援護者名簿は、発災時に安否確認等に活用する ほか、日頃からの見守りや、関係づくり等に、お役立てくだ さい。

### (1) 協定の主な内容

- ア 取組を行う区域
- イ 個人情報の取扱い
  - ・名簿は紙で提供され、電子データ化することはできません。

  - あらかじめ届け出た情報管理者、情報取扱者以外は閲覧することができません。情報管理者と情報取扱者は「個人情報の保護と活用に関する研修」を受講する必要があります。
- ウその他
  - 事故発生時の報告
  - 協定の解除

### (2) 名簿の内容

名簿掲載 対象となる 要援護者	在宅で、次のいずれかに該当する方(※自治会町内会未加入者も含む)  ① 介護保険要介護・要支援認定者の要介護3以上 ② 介護保険要介護・要支援認定者の要介護3未満で、以下のア〜ウのいずれかに該当アー人暮らし高齢者(65歳以上)の方ィ高齢者(65歳以上)世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方ウ認知症のある方(認知症日常生活自立度 II 以上) ③ 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者 ④ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1〜3級の方 ⑤ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方					
提供する 情報	① 氏名 ② 住所 ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 電話番号 ⑥ 避難支援等を必要とする事由(「介護」または「障害」) ⑦ 緊急連絡先(把握している場合のみ)					

## (3) 名簿のイメージ

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他 (緊急連絡先)
横浜 太郎	港南区〇〇	19XX/XX/XX	男	045-XXX-XXXX	0		
港花子	港南区〇〇	19XX/XX/XX	女	46-XXX-XXXX		0	

港南区役所 福祉保健課 運営企画係 ご相談・お問い合わせは

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号 **2**045-847-8432 FAX 045-846-5981